

陳 情 文 書 表

令 2 陳情第 8 号	令和 2 年 5 月 2 2 日 受理
件 名	神奈川県最低賃金額審議に関する陳情
陳 情 者	秦野市平沢 2 5 5 0 - 1 秦野商工会議所 会頭 佐野 友保
陳 情 の 要 旨	
<p>世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症拡大から経済は急激に悪化し、さらに、経済社会活動の抑制を伴う「緊急事態宣言」発令後の中小企業・小規模事業者への影響は甚大であります。国、県、市では事業者の事業継続・雇用確保を維持いただくため、経済支援施策による機動的な支援が実行されていますが、経営基盤が脆弱な中小企業・小規模事業者が危機的状況から脱するには時間が掛かると推察されます。加えて経営破綻から倒産や廃業の増加による地域経済の衰退が危惧されております。</p> <p>こうした中、神奈川県の最低賃金については、中央最低賃金審議会に令和 2 年度地域別最低賃金の目安について諮問され、その答申を受けて、神奈川地方最低賃金審議会において、審議されていきます。</p> <p>令和元年の神奈川県最低賃金は、「全国加重平均 1, 0 0 0 円の最低賃金を目指す」という政府の方針により、前年に比べ 2 8 円引上げの 1, 0 1 1 円で、東京都の 1, 0 1 3 円に次いで全国 2 番目の高い水準にあり、隣接県の静岡県 8 8 5 円、山梨県 8 3 7 円との間には大きな格差があります。</p> <p>神奈川県内においては、本市を含む県西部や県北部と東京都に接する横浜市・川崎市などの都市部を比較すると、物価や賃金に格差があることが明白であり、公務員の地域手当や最低賃金決定に当たって考慮すべき要素の一つである生活保護制度が、級地を設け地域により受給額が異なることから明らかであります。</p> <p>最低賃金額は、県内同一の賃金額と定められており、県西部・県北部の地区では、都市部との経済水準格差から高い負担感があります。また、地域経済圏が重なる県境の地域では、隣接県との最低賃金額の格差により、企業間競争で著しい不利益を生じています。</p>	

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済活動が抑制され、景気は大きく後退し、極めて厳しい状況にあります。

秦野商工会議所が令和2年2月から実施している「新型コロナウイルス感染症が企業活動に及ぼす影響のアンケート」の4月期調査では、188事業所のうち、170事業所、90.4%が影響を受け、飲食業では100%、3月まで影響が少なかった製造業においても、90.7%が影響を受けていると回答され、経営は急激な悪化を示しています。

「全国加重平均1,000円の最低賃金を目指す」という政府の方針は「緩やかな景気回復」が前提であり、コロナショックで危機的な経済情勢にあつて、中小企業・小規模事業者が事業継続と雇用維持に懸命に経営努力している中で、最低賃金の引上げは到底受入れがたいものであります。

以上の趣旨から、神奈川県内同一賃金額である最低賃金制度は、公務員の地域手当や生活保護の級地制度と同様に、地域ごとの実態を踏まえたきめ細やかな制度を導入し、不均衡の是正を図ること。また、地方最低賃金額の改定議論においては、県内中小企業・小規模事業者の事業規模や業種別等の経営実態を踏まえた十分な調査の上、特段の配慮の下、慎重に審議するとともに、現下の危機的な経済情勢をかんがみ、引上げの凍結も視野に含めた審議をすることについて、地方自治法第99条に基づき、国や県に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。

陳情事項

- 1 神奈川県内同一賃金額である最低賃金制度は、地域経済の実態を踏まえ、かつ、企業規模や業種別等のきめ細やかな制度とし、不均衡の是正を図ること。
- 2 現下、未曾有の経済危機に直面している中で、最低賃金の引上げについては、中小企業・小規模事業者の経営実態を考慮し、引上げの凍結も視野に含めて協議すること。